

第6章 自主避難

1 自主避難

避難の指示等を行わない災害であっても、自宅での待機に不安をもつ市民からの要望がある場合に、一時的な避難所を開設する場合があります。開設にあたっては、地域の協力を得ながら避難受入主任等が開設することとなります。

□開設の判断

強い台風が市域に上陸、あるいは接近するおそれがあるとき（※）（災害モード宣言の表現と同一）、警戒体制検討会において決定する。なお区長は、市民からの問合せ状況等を勘案して開設することができる。開設にあたっては施設管理者へ事前に連絡するなど、スムーズな開設に努めることとする。

なお、閉鎖については、警報解除により危険性がなくなった場合に閉鎖することとなるが、避難者の状況等を勘案し、区長が決定する。

閉鎖のタイミングにあたっては、施設管理者と十分に協議すること。

※強い台風が市域に上陸あるいは接近とは、台風接近前に大阪管区気象台が開催する台風説明会において、大阪府の予想最大風速（陸上）が33m/s以上（気象庁の強さ階級分けて「強い台風」以上に相当）となる場合を目安とする。

□開設場所

開設場所は、区長の判断となりますが、施設管理者と事前調整のうえ場所を事前に定めて広報周知しておくことが重要です。

また、利用する部屋については、多目的室等を活用し、避難者の体調管理に配慮した場所での設置を心がけるとともに、暴風により窓ガラスが破損することも考えられるため窓に近づかないように周知してください。

□避難者への周知事項

長期の避難所生活を想定しない一時的な避難であることから、以下の内容を避難者へ周知し協力をよびかけます。

- 原則として、食料等は提供しません。
- 避難所内は禁酒・禁煙です。
- 短期の避難のためペット同伴は不可とします。
- 毛布は貸与します。

- 事前に指定している場所以外の使用はできません。
- 備品も事前に使用可能と確認しているものあるいは使用可能と明示しているもの以外の使用は控えてください。
- ごみはお持ち帰りください。

□要配慮者への対応

ガイドライン第5章「要配慮者への対応」を参考に、対応してください。